

はじめに

- ・これまで国に先駆けて養育家庭制度や児童養護施設分園型グループホームを創設し家庭的養護を推進
- ・社会的養護をめぐる状況の変化や国の動向等を踏まえ、社会的養護施策の充実、強化を図るため、東京都社会的養護施策推進計画を策定
- ・平成28年6月に公布された改正児童福祉法において、家庭と同様の環境下で児童が養育されることが原則である旨明記
- ・今後、これまでの取組を踏まえ、家庭的養護と家庭養護の定義を明確にした上で、社会的養護に占める家庭養護の割合を設定し、更なる施策を推進すべき
- ・本審議会では、養育家庭の一層の開拓や、委託の促進、支援の充実等について実践的方策を検討

第1章 東京都における現状

1 東京都の社会的養護の状況

(1) 社会的養護を必要とする児童を取り巻く環境

- 社会・経済状況の変化（核家族化、地域のつながりの希薄化等、子供の貧困等）
- 子育てに不安を抱える家庭の増加が指摘
- 児童虐待相談件数の増加

(2) 社会的養護を必要とする児童への取組

- 社会的養護を必要とする児童数は、ここ数年3,900人台で推移
- 一人ひとりの児童の状況に応じたきめ細かな支援が実施できるよう体制を整備
- 民間の社会資源の活用、児童相談所の相談体制強化、区市町村との連携を着実に実施

2 東京都の養育家庭、グループホーム等における養育の状況

(1) 東京都の現状と計画目標

- 家庭的養護の担い手である養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームへの委託等を推進
- 社会的養護に占める家庭的養護の割合は現状3割
- 東京都社会的養護施策推進計画において家庭的養護の推進目標（6割）を策定

(2) 養育家庭、グループホーム等における養育の推進に向けた取組

- 養育家庭制度の普及啓発を実施（養育家庭体験発表会等）
- 養育家庭等への委託を促進（里親委託等推進委員会の設置等）
- 養育家庭等への支援体制を充実（里親支援機関設置、施設に里親支援専門相談員を配置等）
- 養育家庭等の養育力を強化（研修の充実等）
- グループホーム、ファミリーホームの設置を促進

3 養育家庭等にかかる法制度等の変遷

(1) 児童福祉法の改正

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化（平成21年施行）
- 児童相談所長、児童を受託した里親等の監護措置の強化（平成24年施行）
- 要保護児童について家庭と同様の環境における養育が原則化（平成28年施行）
- 養子縁組里親の法定化（平成29年施行予定）  
\* 特別養子縁組制度の利用促進の在り方は今後国において検討

(2) 養育家庭等にかかる制度の変遷

- 都において養育家庭制度を創設（昭和48年）
- 国が、養育里親と養子縁組里親を分離（平成20年）
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等について法制化（議員立法）が検討中（平成28年）

家庭と同様の環境における養育を推進するため、総合的な取組の充実が必要

第2章 養育家庭委託等の更なる推進に向けた課題

1 養育家庭等の登録数の拡大について

(1) 養育家庭等の認定要件

- 配偶者がいない場合、登録に一定の要件が必要となっている

(2) 養育家庭等の開拓方法

- 戦略的な広報活動が十分とは言えない
- 区市町村の事業や民間団体等が持つノウハウが効果的に活用されていない
- フレンドホームの登録と養育家庭の登録を結びつける仕組みがない

2 養育家庭等への委託について

(1) 養育家庭における乳児委託

- 実親の同意を得ることが難しい
- 委託候補児童の選定から委託決定に至るまで長期間を要する
- 乳児の委託に向けた支援の強化が必要
- 共働き家庭について、養育家庭が育児休暇を取得できる法制度が整備されていない

(2) 養子縁組を前提とした新生児委託

- 養子縁組里親への新生児委託の実績がない

(3) 未委託家庭への対応

- 未委託の養育家庭への委託を促進する仕組みが十分とは言えない

3 養育家庭等への支援の充実について

(1) 機関連携体制

- 支援を担う各機関の役割分担が明確でなく連携が十分とは言えない
- 委託当初から里親子に寄り添い、伴走する役割を担う支援者が必要

(2) 支援の内容

- 土日を含め実親子交流を実施する体制が十分とは言えない
- 委託児童の自立支援の更なる充実が必要

(3) 委託児童の権利擁護

- 児童の権利が擁護されているかを確認するための取組の強化が必要

4 養育家庭等の養育力向上

- 社会的養護の担い手であることについて一層の理解を促す必要がある
- 研修内容について、より効果的なものとするための一層の工夫が必要
- 課題のある児童の養育に関し、里親への専門的支援が十分とは言えない
- 子育て経験のない里親が多く登録しており、養育に対するイメージを持たせることが必要
- 養育経験の浅い家庭に対し、養育力を向上させるための仕組みが十分ではない

5 グループホーム、ファミリーホームの設置促進

- 設置促進策及び設置後の体制強化策が必要

6 児童相談所の支援体制

- 社会的養護を必要とする児童の状況が複雑・深刻化する中、更なる支援の充実が必要

## 第3章 養育家庭委託等の更なる促進に向けた提言

### 【基本的考え方】

- ・ 里親支援機関や施設等の民間団体をより効果的に活用
- ・ 児童相談所は、コーディネート及びスーパーバイズに特化した支援を実施
- ・ この考え方を基本とし、次の提言を行う

### 【提言】

#### 1 養育家庭等の登録拡大に向けた取組の強化

##### 【提言①】対象を絞った開拓

- 学校のPTA、子育て支援員、児童養護施設や保育所の職務経験者等、子育てへの関心や養育スキルを持つ者にターゲットを絞った開拓を行うべき
- ファミリーサポート事業等の担い手を有効活用できるよう、区市町村と連携を強化することが重要
- フレンドホーム事業を有効活用した養育家庭登録について検討が必要

##### 【提言②】多様な社会資源を活用した広報の実施

- 養育家庭体験発表会は、養育家庭制度を全く知らない者にとっても極めて効果的な広報活動であり、口コミでの広がりも期待できるため、今後も継続的に実施していくべき
- 都内全域で、NPO法人を含め民間団体を巻き込んだ、統一的な広報を展開すべき(緊急提言)
- 全都的なキャンペーンを長期的に実施する一方、地域に密着した広報活動も一層充実すべき

#### 2 養育家庭等への委託促進に向けた体制の強化

##### 【提言①】乳児委託の一層の促進

- 従来のシステムに加え、乳児院を活用した新たな委託促進体制を検討すべき
- 一定期間実子との面会がない場合は養育家庭委託とすることについて、乳児院入所時に併せて承諾を得る等、実親の承諾を得やすくするための工夫が必要
- 人見知りが始まる前に委託できるよう、乳児期の委託促進について児童相談所の取組強化が必要
- 養育家庭が育児休暇を取得できるよう国への働きかけが必要

##### 【提言②】特別養子縁組を前提とした新たな委託体制の構築

- 特別養子縁組を前提とした新生児委託が可能となるよう、乳児院を活用した新たな委託体制を構築すべき

##### 【提言③】未委託家庭への対応

- 養育家庭の強み、弱みを含め、未委託の養育家庭の状況把握と分析が必要
- 未委託の養育家庭に対し、短期間である一時保護委託を積極的に推進し、長期間の委託に結びつける取組が必要

#### 3 養育家庭等への支援の充実

##### 【提言①】チーム養育体制の整備

- 各支援機関の長所等を踏まえそれぞれの役割を改めて整理し、児童相談所がコーディネート役となり効果的な機関連携ができるよう体制を確立すべき
- 支援者は、里親子と一緒に歩む存在であるべきであり、同時に、養育家庭も社会的養護についての理解を深め、児童を中心とするチームの一員として、支援者とパートナーシップを持って常に話し合うよう努めるべき
- 養育家庭が孤立することのないよう、チームで委託児童を支援していくスタンスを養育家庭に対し明確に示していくべき
- 個々の養育家庭の強みや弱みを把握した上で、チームを組んでいくことが必要

##### 【提言②】支援内容の充実

- 支援者が実親子交流を仲介する役割を担い、養育家庭委託後も実親子の交流が円滑に実施できる仕組みを構築すべき
- 実親子の交流については、児童相談所がコーディネート機能を発揮し、一方で、実親子交流のノウハウを持つ里親支援専門相談員等がサポート機能を発揮すべき
- 体調管理が難しい乳幼児や情緒的な問題等を抱える児童への対応について、養育家庭等が専門的な見地から支援が受けられる体制を整備すべき(緊急提言)
- 委託児童の権利が擁護されているか否かを的確に把握するため、権利ノートを活用や児童相談所の児童福祉司による児童面接等、既存の仕組みをより着実に実施していくことが必要
- 児童の自立を的確に支援する仕組みの検討が必要

#### 4 養育家庭等の養育力の向上

##### 【提言①】研修の充実

- 養育経験の浅い家庭に対し、より実践的かつ個別的な研修が必要(緊急提言)
- 各養育家庭等の状況に応じたオーダーメイド型の研修の実施や、都が実施する研修に関わらず、各家庭が自ら選択して受講した研修をポイント制として認める仕組みも有効
- 里父母の関係性を把握するため、里父母が揃って研修を受講することについて義務化が必要

#### 5 グループホーム、法人型ファミリーホームの設置促進

##### 【提言①】設置の一層の促進

- 大都市東京の実情を踏まえ、グループホームや法人型ファミリーホームの開設に必要な経費を引き続き支援すべき(緊急提言)
- 職員の孤立を防ぐため、職員の育成体制や本体施設からの支援を強化すべき(緊急提言)

#### 6 児童相談所の支援体制強化

##### 【提言①】支援体制の一層の強化

- 養育家庭等への委託促進を図るため、児童相談所職員の増員が必要(緊急提言)
- 児童相談所がコーディネート及びスーパーバイズに特化した支援を実施できるよう、専任の里親担当児童福祉司の配置が必要

### おわりに

- ・ 児童福祉法の改正等に係る国の動向等を踏まえ、民間の社会資源の一層の活用など必要な見直しを行うことも今後の課題
- ・ 登録家庭数を拡大していくためには、認定要件全体の見直しを図ることも今後の課題